

平成30年9月（第11回）教育委員会会議議事録

1. 開催の日時及び場所

平成30年9月18日（火）17:00～17:50

宇部市港町庁舎 3階会議室

2. 出席委員の氏名

野口 政吾 教育長

田村賢二郎 委員

山野あい子 委員

川崎 裕美 委員

3. その他議場に出席した者

佐野教育部長、坂本参事、床本総務課長、網本学校教育課長、三原学校教育課長
同格、古富教育支援課長、小林総務課副課長、東野総務係長

4. 傍聴者 なし

5. 趣 旨

教 育 長： ただいまから、平成30年9月18日の第11回教育委員会会議を開催いたします。

本日は、三原委員欠席の報告がありましたが、委員数は過半数となっていますので、会議として成立していることを最初に報告します。

教 育 長： 続いて、今回の資料とあわせて送付しました8月21日の第10回の議事録についてですが、御意見等ありましたでしょうか。

（全委員異議なし）

教 育 長： それでは、第10回の教育委員会会議の議事録について、承認とさせていただきます。

教 育 長： 次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は田村委員にお願いします。

教 育 長： 本日の議題は、「議案第28号 一般図書について」、「議案第29号 宇部市青少年問題協議会委員の任命について」、の2件と、その他の事項として、「寄附の報告について」の1件となっております。

教 育 長： では、始めに、「議案第28号 一般図書について」、事務局からの説明をお願いします。

事 務 局： 「議案第28号 一般図書について」ですが、平成31年度用一般図書選定案につきましては、先日持ち回りにてご承認いただいたところですが、改めてご説明します。今回は、東岐波小学校、岬小学校、川上小学校から一般図書選定の要望がありました。これらは、全て文部科学省から示されている「平成31年度用一般図書一覧」に掲載された図書のなかから選定されています。

教 育 長： それでは、ただ今の説明に対して、御意見、御質問はありませんか。

委 員： 通級指導教室などでも使用されるのでしょうか。西宇部小学校等から要望はなかったのでしょうか。

事 務 局： 今回要望がありましたのは、この3校のみです。要望のなかった学校では、

学年を下ろして使用していると思います。

- 委員： 全ての学校から要望が出てくるものではないということですか。
- 事務局： そういうことになります。
- 教育長： これは、通級指導教室ではなく、特別支援学級で使用するものになります。
- 事務局： 通級指導教室では、基本的に教科指導は行いません。
- 教育長： 特別支援学級はこの3校以外にも多くありますが、そのほかの学校から要望がなかった理由について、説明をお願いします。
- 事務局： 例えば、4年生になっても3年の内容が身に付いていないということで、教科書の学年を下げて使用している学校もあると思います。要望があった学校に在籍している児童には、今回要望のあった一般図書が適しているという判断のもとに挙げられたと思います。
- 委員： 一般図書は、教科書に変わるものだと思いますが、一般図書を使用する子どもには、教科書は支給されないのですか。
- 事務局： 教科書については、1人1冊となりますので、一般図書が配布された子供には教科書は配布されません。
- 教育長： 一般図書は教科書に変わるものとなるわけですが、採択の方法の違いを説明してください。
- 事務局： 一般図書は、まず文部科学省が毎年一般図書一覧を作成します。その中から県が一括して審議を行い、24冊を選定し、各市町教育委員会に通知します。それをもとに、学校の要望を踏まえ、教育委員会で決定することとなります。
- 教育長： 見本は配布されるのですか。
- 事務局： 現物はありません。
- 教育長： 学校はどのように判断するのですか。
- 委員： 教員は、以前使用したことがあるなど、おおよそ把握をされているのではないのでしょうか。
- 事務局： かなり昔から使用されているものが多くありますので、教員が初めて見るということはないと思います。
- 教育長： 「議案第28号 一般図書について」、原案のとおり承認してよろしいですか。

(全委員異議なし)

- 教育長： それでは、「議案第28号 一般図書について」、原案のとおり承認します。
- 教育長： 次に、「議案第29号 宇部市青少年問題協議会委員の任命について」、事務局から説明をお願いします。
- 事務局： 「議案第29号 宇部市青少年問題協議会委員の任命について」、説明します。これは、宇部市青少年問題協議会条例第2条の3の規定に基づき、2年の任期が平成30年9月30日で満了となりますので、平成30年10月1日から平成32年9月30日までを任期とする委員及び専門部員を任命するものです。委員は14名で、専門部員は4名となっています。新任委員が5名となっており、宇部市スポーツコミッションについては委員の推薦を依頼していますが、10月に法人化をめざしており、新体制決定後、委員を推薦したいとの

申し出がありました。この青少年問題協議会は、年2回実施しています。主に青少年の規範意識を高める取組ということで、それぞれの団体の取組を情報共有しながら、その成果を検証していく会議となっています。

教 育 長： それでは、ただ今の説明に対して、御意見、御質問はありませんか。

委 員： この会の目的や具体的な活動について、詳しく教えてください。

事 務 局： 宇部市青少年問題協議会は、地方青少年問題協議会法に基づき設置されるものですが、この法によれば、青少年の指導育成保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき、必要な重要事項を調査審議するということと、少年の指導育成保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ることが所掌事務とされています。団体ごとの取組として、1団体1取組を実施しており、例えば、宇部市PTA連合会では、「スマホやゲームの約束」、宇部市校区ふれあい運動推進員会連絡協議会では、挨拶、見守り、声掛け活動を行っているというようなことを報告しています。また、宇部警察署も専門部員として入っていますので、警察から青少年の非行の現状についての報告や問題提起等をされています。

委 員： 重要事項の調査審議とありましたが、特に重要な事項について緊急に招集して協議することはありますか。

事 務 局： そういったことはありません。

教 育 長： 具体的な協議内容について、説明をお願いします。

事 務 局： 昨年度までは、万引き防止をテーマとして、各団体の取組強化等について協議していました。

委 員： 条例に記載されている経過措置は、ずっと記載しなければならないものなのでしょうか。

事 務 局： そのとおりです。

委 員： 保護司の方や、デパートの方が集まって青少年問題を協議する機関はこの協議会だけということによろしいですか。

事 務 局： 教育支援課が所管するものとしては、これだけです。

委 員： 保護司やデパートといった方々の御意見を聞く場があるということは、価値があると思います。

委 員： 宇部デパート・スーパー等防犯対策協議会には、コンビニエンスストアも入っているのでしょうか。

事 務 局： 現在把握していませんので確認します。

委 員： コンビニエンスストアでの万引きも多いと聞きますので、こうした業界の意見も参考にすればよいと思います。

教 育 長： 小中学生がコンビニエンスストアに立ち寄ることも多いので、こうした業界の代表者の意見を聞くことも参考になると思いますので、今後の課題として、検討をお願いします。

教 育 長： それでは、「議案第29号 宇部市青少年問題協議会委員の任命について」、原案のとおり承認してよろしいですか。

(全委員異議なし)

教 育 長： それでは、「議案第29号 宇部市青少年問題協議会委員の任命について」、
原案のとおり承認します。

教 育 長： 次に、その他の事項、「寄附の報告について」、お願いします。

事 務 局： 8月分寄付について、8月8日、匿名の方から、小中学校交通遺児教育資金
として3,000円の御寄附がありました。8月27日立正佼成会宇部教会か
ら小中学校交通遺児教育資金として150,000円の御寄附がありましたの
で報告します。

教 育 長： 他になにかありますか。
(全委員意見なし)

教 育 長： 以上をもちまして、本日の教育委員会会議を閉会とします。